

目標 I 男女の人権が尊重される社会の実現

基本的施策1 意識変革のための普及啓発活動
(1) 広報・啓発活動の充実 (2) 情報収集・提供の推進 (3) 実態調査の実施 (4) 市民団体の育成と普及啓発活動拠点の整備

【基本的施策の主要事業】

基本的施策	主要事業	事業計画年度		
		15	16	17
1. 意識変革のための普及啓発活動				
(1) 広報・啓発活動の充実	・男女共同参画イメージマーク募集	◆	—	—
	・男女共同参画情報コーナー設置	◆	◆	◆
	・パネル展示開催	◆	◆	◆
	・市職員出前フリートークの開催	◆	◆	◆
	・情報紙の発行	◆	◆	◆
	・講演会、学習会の開催	◆	◆	◆
	・ホームページの充実	◆	◆	◆
(2) 情報収集・提供の推進	・啓発用ビデオ、啓発用パンフレットの購入	◆	◆	◆
(3) 実態調査の実施	・企業や各種団体の女性の参画状況調査	◆	◆	◆
(4) 市民団体の育成と普及啓発活動拠点の整備	・市民団体の事業支援	◆	◆	◆

<p>基本的施策2 男女共同参画に向けた教育・学習活動の推進</p>
<p>(1)家庭における男女平等の推進 (2)学校における男女平等の推進 (3)保育所や幼稚園等における男女平等の推進 (4)生涯学習や社会教育における男女平等の推進</p>

【基本的施策の主要事業】

基本的施策	主要事業	事業計画年度		
		15	16	17
2. 男女共同参画に向けた教育・学習活動の推進				
(1)家庭における男女平等の推進	・市民生涯学習推進講座(家庭教育学級)	◆	◆	◆
(2)学校における男女平等の推進	・学校図書購入経費	◆	◆	◆
	・小学校の家庭科授業の男女共修	◆	◆	◆
	・中学校の技術科、家庭科の男女共修	◆	◆	◆
	・教職員への男女共同参画事業に関する情報提供	◆	◆	◆
(4)生涯学習や社会教育における男女平等の推進	・3市合同文化事業(講演会等)	◆	—	—
	・市民生涯学習推進講座(家庭教育学級) <再掲>	◆	◆	◆
	・市民生涯学習推進講座(婦人短期大学)	◆	◆	◆
	・3市合同女性国内派遣研修	◆	◆	◆
	・青年リーダー国内派遣研修	◆	◆	◆
	・婦人活動振興助成金(登婦連)	◆	◆	◆
	・婦人研修の家管理事業	◆	◆	◆
	・婦人研修の家環境改善事業	◆	◆	◆
	・公民館事業等経費	◆	◆	◆
・図書館・情報センターの図書の充実と整備	◆	◆	◆	

基本的施策3 女性への暴力やあらゆる権利侵害の防止

- (1)女性への暴力や権利侵害への社会的認識の推進
- (2)セクシャル・ハラスメント防止対策の推進

【基本的施策の主要事業】

基本的施策	主要事業	事業計画年度		
		15	16	17
3. 女性への暴力やあらゆる権利侵害の防止				
(1)女性への暴力や権利侵害への社会的認識の推進	・DVに関する相談業務担当職員研修	◆	◆	◆
	・情報紙の発行<再掲>	◆	◆	◆
	・民間シェルター運営補助	◆	◆	◆
	・DV 被害者に対する相談並びに関係機関との連絡調整業務	◆	◆	◆
(2)セクシャル・ハラスメント防止対策の推進	・情報紙の発行<再掲>	◆	◆	◆